

(令和7年4月1日改定)

自由契約訪問介護重要事項説明書

このたびは、当事業所をご指名いただきありがとうございます。
当事業所は、ご本人に対して訪問介護サービスをご提供いたします。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通りご説明いたします。

1 事業者

- | | |
|-----------|------------------------------|
| (1) 法人名 | 一般財団法人 江別市在宅福祉サービス公社 |
| (2) 所在地 | 江別市大麻沢町5番地の6 江別市いきいきセンターさわまち |
| (3) 電話 | 011-387-5111 |
| (4) 代表者 | 理事長 佐藤 功 |
| (5) 設立 | 平成 9年 3月 1日 |
| (6) 事業所種別 | 居宅介護支援
訪問介護
通所介護 |

2 事業所の概要

(1) 運営の方針

私どもは、ご本人のサービスのご利用目的に沿いつつ、心身の特性を踏まえながら可能な限り居宅において、その能力に応じた日常生活を営むことができるようサービスをご提供いたします。

(2) 事業所の名称

名称	ヘルパーステーションいきいき
所在地	江別市大麻沢町5番地の6
電話番号	011-387-8151
名称	ヘルパーステーションわかくさ
所在地	江別市若草町6番地の1 (江別市いきいきセンターわかくさ内)
電話番号	011-391-4882

(3) サービス提供地域

江別市内全域

(4) 事業所の営業時間等

営業日	月曜日から金曜日
休業日	国民の祝日、12月29日から1月3日
営業時間	午前8時45分から午後5時15分
サービス提供日	年中無休
休業日	なし
サービス提供時間	24時間

3 提供サービスと利用料金

介護保険制度の訪問介護サービスまたは障害者総合支援法の居宅介護サービスのご利用者及び、当社が必要と判断した方が在宅生活をしていくうえで必要と思われるサービスを提供いたします。

(1) 提供サービス内容

- ・入浴介助、食事介助、排泄介助、オムツ交換
- ・通院介助、入退院介助
- ・買い物介助、理美容院介助
- ・見守り支援
- ・掃除、洗濯、調理、買物
- ・衣類の整理、補修
- ・押入れ等の片づけ

【対象としていない業務】

- ・商品販売や店舗掃除など生産活動や、宗教・政治活動に関わること
- ・個人の財産である預貯金を直接出し入れすること
- ・動産不動産の契約手続きなどの財産管理に関わる代筆・代読
- ・委任状が必要な手続き
- ・医療行為や医療補助行為、医薬品の購入
- ・その他、明らかにご本人の身体や財産に危険や損害を与える恐れがあること

(2) ご利用料金

サービスに 要する時間	30分以下	30分を超える 1時間以下	1時間を超える 1時間30分以下	1時間30分を超え 30分増す毎に
金額 (税込み)	2,000円	3,000円	4,000円	+1,000円

ア 上記の平常時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合でご利用料金に割増を加算させていただきます。

- ・夜間（サービスのために訪問する時刻が午後6時から午後10時まで）～25%
- ・深夜（サービスのために訪問する時刻が午後10時から午前6時まで）～50%
- ・早朝（サービスのために訪問する時刻が午前6時から午前8時まで）～25%

イ 訪問介護員1人では介助が困難な重介護の場合や、介護への抵抗が見られる場合など、2人の訪問介護員が共同でサービスを行う場合は、ご本人の同意の上で通常のご利用料金の2倍の料金とさせていただきます。

(3) キャンセル料

利用予定日に体調不良等で利用を中止される場合は、派遣ヘルパー1人あたりキャンセル料が発生しますので下記の時間までに事業所へご連絡下さい。

利用予定前日17：15までにご連絡いただいた場合	無料
上記以降にご連絡いただいた場合	1,500円

(4) ご利用料金のお支払方法

ご利用料金は、1カ月ごとに計算してご請求いたしますので、次のいずれかの方法でお支払下さい。

☆金融機関口座からの自動振替（口座振替日：翌日15日） ご利用できる金融機関 ～ 郵便局・北洋銀行・北海道信用金庫・北海道銀行
☆下記指定金融機関への振り込み（振り込み期限：翌月末日まで） 指定金融機関 ～ 郵便局・北海道信用金庫

(5) サービス提供のための訪問に要する実費

① 交通費

待ち合わせ場所および終了場所が通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費をいただきます。

② 飲食代

会食等飲食を目的とする場所で移動支援を必要とする場合は、ご本人がヘルパーの飲食代も負担していただきます。

③ 入場料等

入場料等を必要とする場所(遊園地、コンサート、映画、観劇、野球等)で移動支援をする場合は、ご本人負担とします。その場合は、ご本人がヘルパーの分を含めた入場料等を直接お支払ください。

④ その他

介護に必要な介護用品等で、ご本人が常時使用されているものにつきましては、あらかじめ、ご家族にてご用意ください。

(6) ご利用の中止・変更等

ア ご利用予定日の前に、ご本人の都合によりサービスのご利用を中止、変更または追加する場合は、お手数ですがサービス実施日の前日までに当事業所にご連絡下さい。

イ サービス利用の変更や追加等のお申し出につきましては、事業所の稼働状況により必ずしもご希望に沿えない場合がございます。その場合は、他の日時をご提示してご相談申し上げますので、よろしくお願いいたします。

4 サービスのご利用にあたっての留意事項

(1) サービスを提供する訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定いたします。

ただし、実際のサービスにあたっては、勤務ローテーションの関係で、複数の訪問介護員が交替しながらご提供いたします。

また、ご本人から特定の訪問介護員の指名はお受けかねますので、あらかじめご了承ください。

(2) 訪問介護員の交替

ご本人より、訪問介護員が業務上不適当であると認められる事情、その他の交替を希望される事由を付して交替希望が出されたときは、速やかに事情を吟味の上で対応させていただきます。

また、人事異動等により、事業所の事情で訪問介護員の交替をさせていただく場合がございます。その際は、ご本人のサービス利用上のご不便や不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) 備品の使用

サービスの実施のために必要な備品（水道・ガス・電気等）は無償で使用させていただきます。また、救急車を呼ぶなど緊急的な連絡や対応が必要な場合は、訪問介護員が電話を使用させていただく場合がございますので、どうかあらかじめご了承ください。

(4) 職員に対するハラスメント

職員に対する暴言暴力等のハラスメントは固くお断りします。職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

5 サービス内容に関する苦情

(1) 私どもの訪問介護サービスに関する苦情を承ります。

あらい りよく

担当 荒井 緑

電 話 0 1 1 - 3 8 7 - 5 1 1 1

FAX 0 1 1 - 3 8 7 - 8 6 5 5

(2) 苦情の窓口

苦情をいただいた場合は、ただちに担当者がご本人等に連絡をとり、訪問等で詳細な事情をうかがい、迅速に対応いたします。

(3) その他

外部にも苦情相談窓口がありますので、こちらもご利用ください。

○江別市健康福祉部介護保険課

電 話 0 1 1 - 3 8 1 - 1 0 6 7

FAX 0 1 1 - 3 8 1 - 1 0 7 3

○北海道福祉サービス運営適正化委員会

電 話 0 1 1 - 2 0 4 - 6 3 1 0

FAX 0 1 1 - 2 0 4 - 6 3 1 1

○北海道国民健康保険団体連合会

電 話 0 1 1 - 2 3 1 - 5 1 7 3

FAX 0 1 1 - 2 3 3 - 2 1 7 8

令和 年 月 日

訪問介護サービス提供開始にあたり、ご本人に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項をご説明いたしました。

事業者

所在地 江別市大麻沢町5番地の6

江別市いきいきセンターさわまち

名 称 一般財団法人 江別市在宅福祉サービス公社

ヘルパーステーション _____

説明者氏名 _____

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

ご契約者氏名

(ご利用者との関係：)

ご利用者氏名